

都市計画税・事業所税・入湯税の使い道

市税のうち、収入の使途が特定されている目的税である「都市計画税」、「事業所税」、「入湯税」の使い道について、お知らせします。

都市計画税

市街化区域内等に、土地、家屋を所有している者に対して課税され、都市計画区域内の街路、公園、下水道の整備などを行う「都市計画事業」または「土地区画整理事業」など、まちづくりのための事業に充てられます。

事業所税

人口30万人以上の政令で指定する都市等の事業所において事業を行う者に対して課税され、環境衛生施設の整備、道路等の交通施設の整備、公園等の公共空地の整備、下水道等の整備、教育文化施設の整備、防災に関する事業などに充てられます。

入湯税

鉱泉浴場(温泉)の入湯客に対して課税され、観光振興、消防施設の整備、環境衛生施設の整備などの事業に充てられます。

